

## 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、 開示、訂正等、利用停止等の手続について

個人情報保護法に基づく保有個人データ（個人番号および特定情報を含みます。）に関する利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求（以下「開示等請求」といいます。）については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の請求書にご記入いただいたうえで、手続きを行い、後日、原則として書面で回答します。なお、手数料として、当社から送付する各種書類等の郵送料相当額をご負担いただきます。当社へ開示等請求に係る必要書類をご郵送いただく際、600円分の郵便切手を同封してください。また、回答までに一定の期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づき正確なものに変更させていただきます。

### 1. 開示等請求手続き

#### (1) ご請求に必要な書類等

開示等請求をご希望される場合には、当社所定の請求書（保有個人データ開示等請求書）をお送りしますので、ご記入のうえご提出ください。また、ご請求者がご本人であることを確認させていただくため、以下の書類もあわせてご提出ください。

##### ■ご請求者がご本人の場合

印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本、または、運転免許証、健康保険証、またはパスポートなどの公的機関が発行した書類の写しのいずれか1つ

##### ■ご請求者が代理人の場合

以下の全てをご提出ください。

##### 委任状

※委任者ならびに被委任者の住所と氏名をご記入のうえ、両者の実印を押印し、作成してください。

開示などの請求を委任される旨のご記載、ならびにセンシティブ情報の代理人への開示の可否もご記載ください。

ご本人の印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本

代理人の身分を証明する下記の書類のうち、いずれか1つ

- ・印鑑登録証明書の正本
- ・公的機関が発行した書類の写し（例えば、運転免許証、健康保険証、パスポート）
- ・後見開始審判書の写し
- ・成年後見登記事項証明書の写し 等

#### (2) 回答について

以下に該当する場合、保有個人データに関して開示することができませんのでご了承ください。

- ・開示等することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・開示等することにより、当社業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・開示等することにより、他の法令に違反することとなる場合

なお、お客さまのご契約内容にかかわる情報、ならびに保険事故にかかわる情報の内容照会、内容変更依頼などは以下の対応窓口にお問い合わせ下さい。

- ・「保険契約にかかわる内容照会／ご契約内容の変更手続き」については、証券記載等の取扱店、当社営業店またはお客さまサービスセンター
- ・「保険事故にかかわる照会」については、当社損害サービス部等

### 2. お問い合わせ窓口

エイ・ワン少額短期保険株式会社  
〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26 ルーシッドスクエア船場 9F  
Tel 06-4964-5519（経営管理部）  
受付時間 平日：午前10時～午後5時（土日・祝日および12月29日～1月4日は休業）